

障障発 0329 第 6 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

「「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について」等
の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、関係通知を下記のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 「「通院等のための乗車又は降車の介助」の適正な実施について」（平成 16 年 9 月 29 日障障発第 0929001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「地域生活への移行が困難になった障害児・者及び離職した障害児・者の入所施設等への受入について」（平成 18 年 4 月 3 日障障発 0403004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日障障発第 0425001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の一部改正について
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する

基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の一部改正について

別紙 4 のとおり改正する。